

小田原市監査委員公表第10号

平成30年9月27日

小田原市監査委員 岡本重治

小田原市監査委員 数馬勝

小田原市監査委員 神永四郎

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表

平成30年7月9日付け監査第15号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	補助金交付事務について、額の確定に係る事務を行っていないものが見受けられた。(地域政策課)	小田原市補助金の交付等に関する規則に基づく補助金の額の確定に係る事務を適正に執行するため、当課所管の補助金交付要綱を改正し、補助金額確定通知書の様式等を整備した。改正後の要綱に基づき、事務処理に漏れのないよう努める。